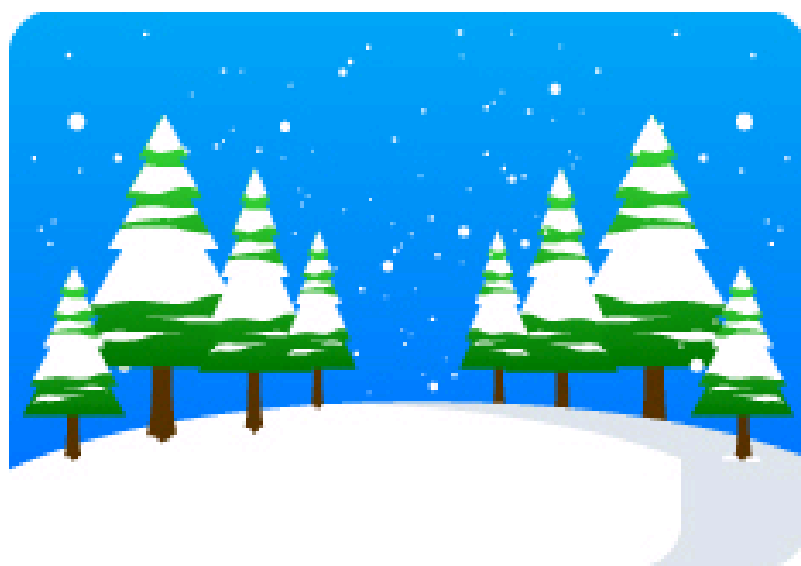


岡谷市

除雪マニュアル



令和5年度

岡 谷 市

目 次

第1節	除雪マニュアルの概要	1
1	目 的	2
2	基本方針	2
3	全体計画	3
第2節	市民・事業者の除雪等への参加	4
1	組織的参加・協力の必要性	5
2	市民・事業者・行政による協力体制の確立	5
3	融雪剤（凍結防止剤）の散布方法	10
4	意見・要望等連絡先	11
第3節	除雪計画	12
1	道路の除雪	13
(1)	除雪路線と種類	13
(2)	積雪量による作業基準	14
(3)	道路除雪の水準	15
(4)	除雪方法	15
(5)	除雪路線	15
2	要配慮者（要援護者）世帯の除雪	16
3	公共施設の除雪	17
4	雪捨て場所と使用方法	18

別添 除雪路線図

第 1 節

除雪マニュアルの概要

- 1 目的
- 2 基本方針
- 3 全体計画

第1節 除雪マニュアルの概要

1 目的

雪害対策は岡谷市地域防災計画の概要に、予防・対応・復旧の各段階に「市民・事業者・関係機関・行政が一体となって最善の対策をとる」と示されています。

このマニュアルは岡谷市地域防災計画を受けて、それぞれの役割と活動体制をより明確に示すことを目的として作成しました。

2 基本方針

- ・ 市民・事業者・関係機関・行政で情報の共有を図り、除雪に対するそれぞれの役割分担を明確にします。
- ・ 市民・事業者の参加協力により、地域ぐるみの除雪を促進します。
- ・ スムーズな除雪により、道路交通の円滑化と安全性を確保します。
- ・ 除雪・排雪の効率化を図ります。

雪は他の自然現象と比べると、市全域に大きな影響を与える問題です。そのため、どこまでを対応の目標とするかは時代背景によって大きく変わってきました。

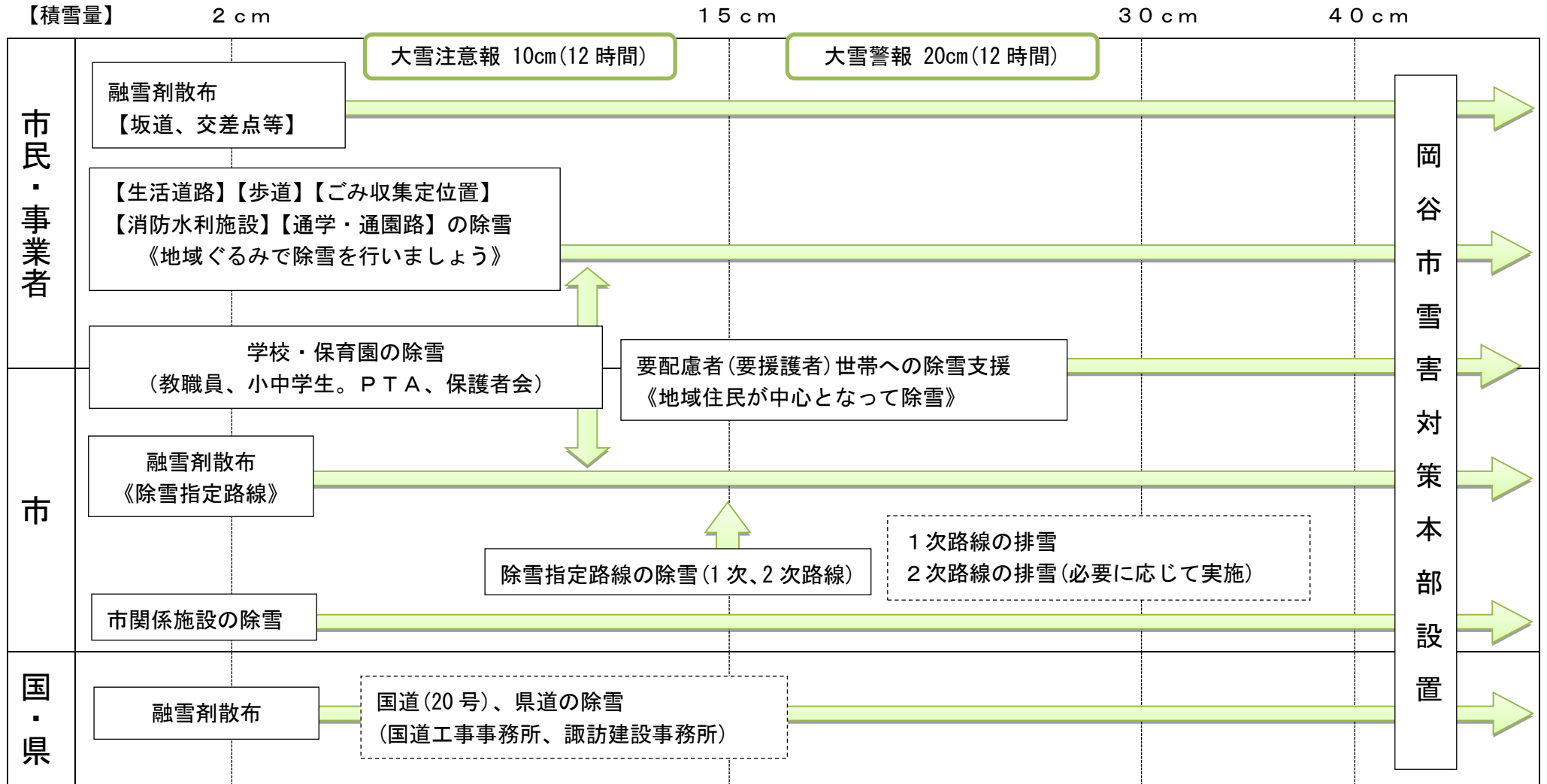
最近では、高齢者の増加、都市環境の変化、自動車タイヤのスタッドレス化といった社会情勢の変化を背景に、除雪に対する市民のニーズも多様化し、道路の除排雪、凍結路面对策などの要望が高まっています。

しかし、行政で市内全ての道路除雪を行うには、莫大な経費と時間を要します。このため、市民生活の早期復旧には、まちづくりの主役である市民・事業者や、各区をはじめとした地域ぐるみの参加・協力が不可欠です。

市では、現場の状況を基に早い段階から凍結防止剤散布・除排雪作業を行います。市民・事業者・関係機関・行政それぞれが役割を確認し、一体となった除雪体制を築いていく必要があります。

3 全体計画

○各地区の積雪状況をもとに、下図の体制で除雪を実施します。



※降雪時において、市は道路パトロールを実施し、各地区の積雪状況にて除雪を行います。また、状況に応じて通行止めを行なう場合もあります。

第2節

市民・事業者の除雪等への参加

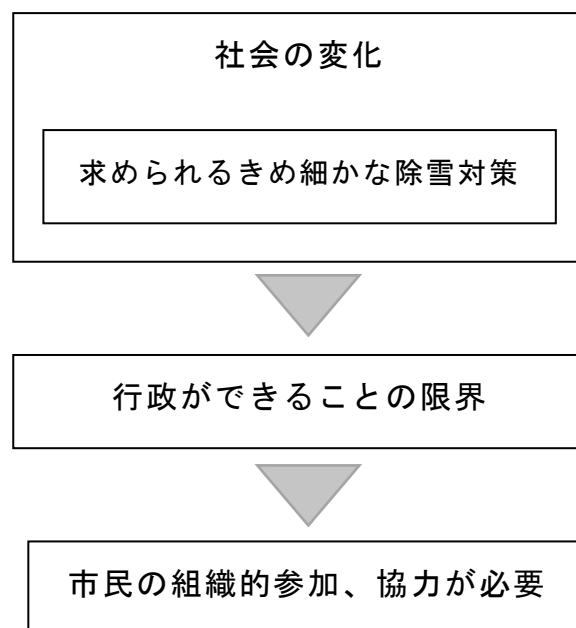
- 1 組織的参加・協力の必要性
- 2 市民・事業者・行政による
協力体制の確立
- 3 融雪剤（凍結防止剤）の散布方法
- 4 意見・要望等連絡先

第2節 市民・事業者の除雪等への参加

1 組織的参加・協力の必要性

社会の変化と共に、よりきめ細かな除雪が求められるようになっていきます。

- ・ よりきめ細かな道路除雪
- ・ 通学路などの歩行者空間の確保
- ・ 市民一人一人が安心して生活するための交通確保
- ・ 要配慮者（要援護者）に対する地域の助け合い



しかし、行政が実施する除雪には限界があります。

できるだけ雪のない快適な生活を送るためにも、行政で対処できない道路等は、**市民・事業者の組織的な参加・協力が必要となります。**

特に要配慮者（要援護者）等に対しては、各地区の隣組や民生児童委員、社会福祉協議会等が連携をとり合う地域ぐるみの取り組みが大切です。

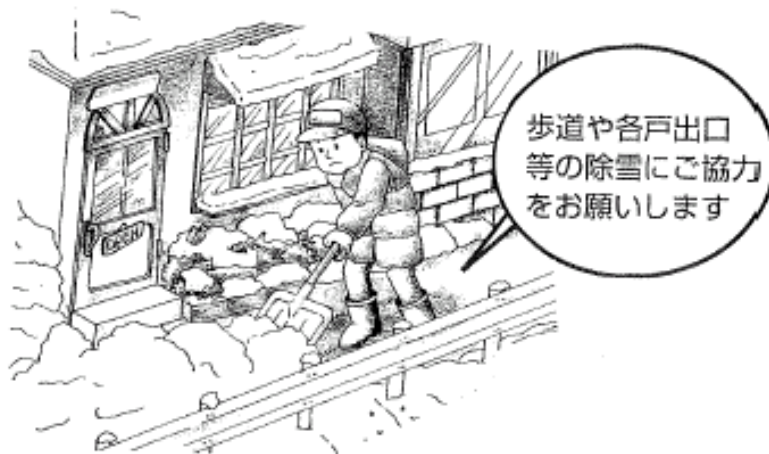
2 市民・事業者・行政による協力体制の確立

市民・事業者の皆さん一人ひとりに参加・協力をいただき、行政との協力体制を築いていくことがきめ細かな除雪対策につながり、更にはまちづくりにもつながっていきます。

市も地域への除排雪の充実を図ると共に、防災行政無線・広報車や各区・隣組・PTA等を通じて、地域住民や事業者等へ除雪の協力をお願いします。

(1) 道路・歩道・横断歩道橋等の除雪

道路・歩道・横断歩道橋等の除雪をお願いします。



(2) ごみ収集定位置・消火栓・シルキーバス停留所まわりの除雪

関係者が中心となって、近隣の方々による除雪をお願いします。



(3) 道路除雪作業後玄関先に残った雪氷の除去

除雪作業は道路上の雪を道路横に寄せる作業で、どうしても各戸の玄関先等に雪が残ってしまいます。

除雪車が通った後、各戸で処理をお願いします。



(4) 道路への雪出し禁止

道路の除雪をしても、その後道路に雪を出されてしまっても意味がありません。道路に出された雪は圧雪され、凸凹状態になり事故の原因となります。

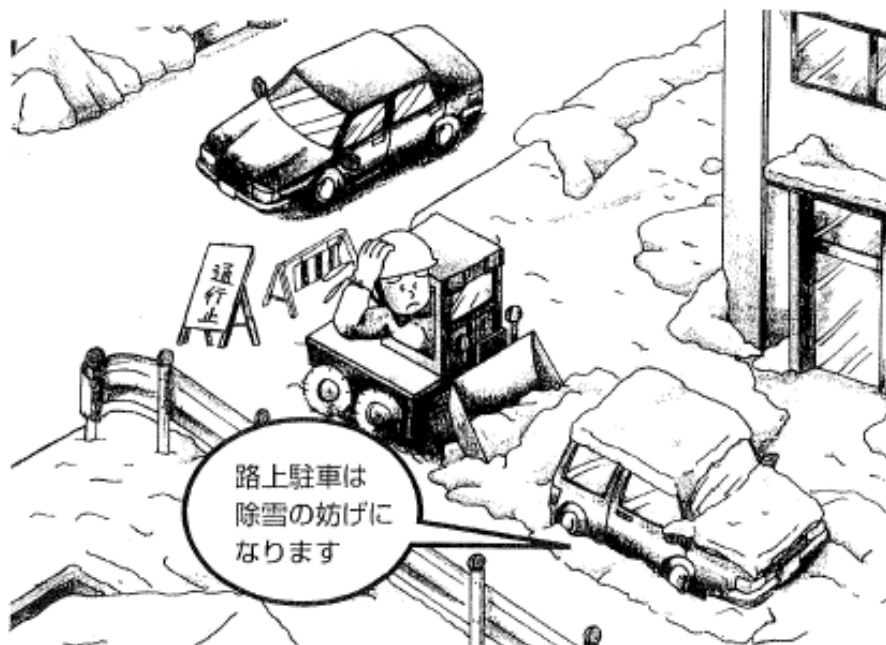
道路への雪捨ては道路交通法違反です。雪は道路へ出さず端に固めて置いてください。※参考 I



(5) 路上駐車禁止

路上駐車は除排雪作業を遅らせます。路上駐車をなくすよう、個人個人が心がけましょう。

除排雪作業により通行止めとなる場合がありますので、ご協力ください。



(6) 水路・側溝への雪捨て禁止

水路・側溝へ雪を捨てると、下流で雪が詰まり水害が発生しますので、**絶対に雪を捨てないでください。**



(7) 通勤・外出は公共機関を利用

自動車の渋滞は除雪作業を遅らせますので、バスや電車などの公共交通機関を利用して通勤・外出をお願いします。

(8) スタッドレスタイヤ・チェーンの早期装着

除雪した道路であっても、雪を完全に取り除くことは困難です。

早めの防滑対策を行い安全運転を心がけてください。※参考Ⅱ

※参考Ⅰ 道路への雪出し禁止関係

長野県道路交通法施行細則第21条（抜粋）

（道路における禁止行為）

道路交通法第76条第4項第7号の規定により公安委員会が定める禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 五. 凍結するおそれのあるときに、道路に水をまくこと。
- 六. 交通の妨害となるような方法で積雪をみだりに道路に捨てること。

※参考Ⅱ スタッドレスタイヤ・チェーンの早期装着関係

長野県道路交通法施行細則第14条第2号（抜粋）

（運転者の遵守事項）

- 二. 積雪又は凍結している道路において自動車（2輪車のものは除く）を運転するときは、タイヤチェーン又は防滑タイヤ（すべり止めの性能を有するタイヤをいう。以下この号において同じ。）を用いるなど、すべり止めの措置を講ずること。この場合、タイヤチェーンを用いるときは両側の後輪（前輪駆動により走行するものは前輪）、防滑タイヤを用いるときは全輪とすること。

3 融雪剤（凍結防止剤）の散布方法

除雪路線以外で融雪剤が必要な所は、各区へ融雪剤を配布しますので地元
の皆さんで市道に散布をお願いします。

（１）融雪剤（凍結防止剤）散布の目的

融雪剤散布は、大きく分けて凍結防止と融雪氷を目的とします。

特に、薄く積もった新雪や氷膜を溶かしたり、除雪した後に残った雪の融解
を促進させるために使用するのが効果的です。

（２）融雪剤（凍結防止剤）散布場所

1. 坂道・橋りょう・交差点など凍結が起こりやすい場所
2. 日陰で圧雪になりやすい場所

（３）融雪剤（凍結防止剤）散布の仕方、注意点

1. **融雪剤（凍結防止剤）**は20～40g/m²（お椀半分くらい）、**融雪氷**は40～70g/m²（お椀8分目くらい）を基準に散布してください。
2. 雪が薄く圧雪している場所は、昼間の気温が高いときに散布したほうが効果的です。
3. 乾燥状態の路面には散布しないこと。
4. 大気温度－12℃以下の場合は散布しないこと。
5. 散布する道路の気温、積雪、道路事情（特に交通量）により散布量を調整すること。
6. 皮膚に触れたり目に入らないように手袋や保護メガネを着用し、万一皮膚に触れたりした場合は、よく水で洗うなどして、医師の診察を受けてください。

**！厚くなった圧雪や、降り積もった雪に融雪剤を散布しても
効果がありませんので、除雪等を行った後に散布してください。**

4 意見・要望等連絡先

除雪に関して、意見・要望等がある場合は下記へご連絡ください。

○ 岡谷市役所：0266-23-4811

		担 当 課	連 絡 先
道路の除雪 側溝の溢水など		土木課	内線 1321 (代)
要配慮者(要援護者)世帯関係		社会福祉課 介護福祉課	内線 1251 (代) 内線 1281 (代)
ごみの収集関係		環境課	内線 1446 (代)
市 の 施 設	内山霊園	各施設または 市民生活課	【内山霊園】 22-2272
	湖北火葬場		【湖北火葬場】 22-2014
	おかや総合福祉センター (諏訪湖ハイツ)	施設または 社会福祉課	【おかや総合福祉センター】 24-2290 【社会福祉課】 内線1251 (代)
	ロマネット	各施設または 健康推進課	【ロマネット】 27-6080
	看護専門学校		【看護専門学校】 23-5030 【健康推進課】 内線1177
	駅前駐輪場・駐車場 シルキーバス停留所	商業観光課	内線 1451 (代)
	市営住宅関係	都市計画課 (長野県住宅 供給公社)	内線 1336 (代)
	温泉スタンド	水道課	内線 1423 (代)
	市民総合体育館	スポーツ振興課	【市民総合体育館】 22-8800
	図書館・美術考古館	各施設	【図書館】 22-2031 【美術考古館】 22-5854
	蚕糸博物館	ブランド推進室	【蚕糸博物館】 23-3489
	3支所・公民館	各支所	【湊支所】 22-2300 【川岸支所】 23-2200 【長地支所】 27-8080
	岡谷市民病院	岡谷病院	【岡谷病院】 23-8000

第3節

除雪計画

- 1 道路の除雪
- 2 要配慮者(要援護者)世帯の除雪
- 3 公共施設の除雪
- 4 雪捨て場所と使用方法

第3節 除雪計画

1 道路の除雪

道路の除雪の目的

この計画は、冬期における市道の除雪活動を迅速かつ適切に実施し円滑な道路交通を確保し、市民生活の安全を図ることを目的とする。

(1) 除雪路線と種類

除雪作業は人手と限られた機械力により、早期に作業を完了させなければなりません。また、全ての道路を除雪対象とするのは不可能です。そのため、道路の重要性・交通量・形態に見合った除雪作業を、効率的に行うことが重要となります。

岡谷市では除雪道路を2種類に区分し、融雪剤(凍結防止剤)散布・除雪・排雪を行います。

除雪路線の種類	選定基準
1次路線 (総延長47.8km)	1. 市内の主要道路・緊急輸送路 2. シルキーバス運行路線 スワンバス運行路線 3. 雪捨て場所へのアクセス路線
2次路線 (総延長38.5km)	4. 地域内における街区を形成する道路

(2) 積雪量による作業基準

路線ごとの作業基準は以下のとおりとします。

	1次路線	2次路線
凍結防止剤 散布	1. 積雪量が2cmを超えると予想される場合に実施します。 2. 凍結が予想される場所に実施します。	
除雪	1. 積雪量が15cmを超えると予想される場合に実施します。(ただし、状況に応じて、1次路線は同時に排雪を行う。)特に道路の交通を確保する必要があると判断した除雪路線については、部分除雪を実施します。 2. 路面上に残雪やわだちがあり、積雪量が10cmを超えると予想される場合に実施します。	
排雪	1. 積雪量が30cmを超えると予想される場合に実施する。	1. 積雪量が30cmを超えると予想される場合は、必要に応じて実施します。

※上記を基準としますが、通行に支障が生じる可能性がある場合に実施する。

(3) 道路除雪の水準

路線ごとに以下の目標を定めて、**車道幅員**の確保を行います。

除雪路線の種類	除雪目標
【1次路線】 全路線	1. 車道6m以上の確保
【2次路線】 幅員5.5m以上の道路	1. 車道4m以上の確保
【2次路線】 その他の道路	1. 車道3m以上確保し、30mに1カ所の割合で待避箇所の設置（待避箇所については区と協議します）

○ 路面の雪をすべて取り除くことは不可能なので、残雪厚2cm以下を目標に作業します。

1. 除雪路線以外の生活道路、歩道、通学路は、**住民の皆さんによる除雪**をお願いします。特に融雪剤（凍結防止剤）散布が必要な箇所は、事前に各区へ融雪剤を配布しますので、地元住民の皆さんで散布をお願いします。

（第2節 3-（3）参照）

2. 地域によって積雪量が異なることから、積雪状況把握のため市職員が市内各地区をパトロールし、その状況を基に除雪を実施します。

(4) 除雪方法

融雪剤(凍結防止剤)散布・除雪・排雪作業は、岡谷市に入札参加願いの提出されている市内の土木・建築・管工事業者等の他、除雪重機を所有する業者をお願いして、市内一斉に作業にあたります。

尚、除排雪作業により通行止めになる場合もあり、市内交通が渋滞することも予想されますが、なるべく早く道路交通の円滑化と安全性を確保するため、住民の皆さんのご協力をお願いします。

(5) 除雪路線（凍結防止剤散布・除雪・排雪・雪捨て場位置図）

※別図（除雪路線一覧図）参照

2 要配慮者（要援護者）世帯の除雪

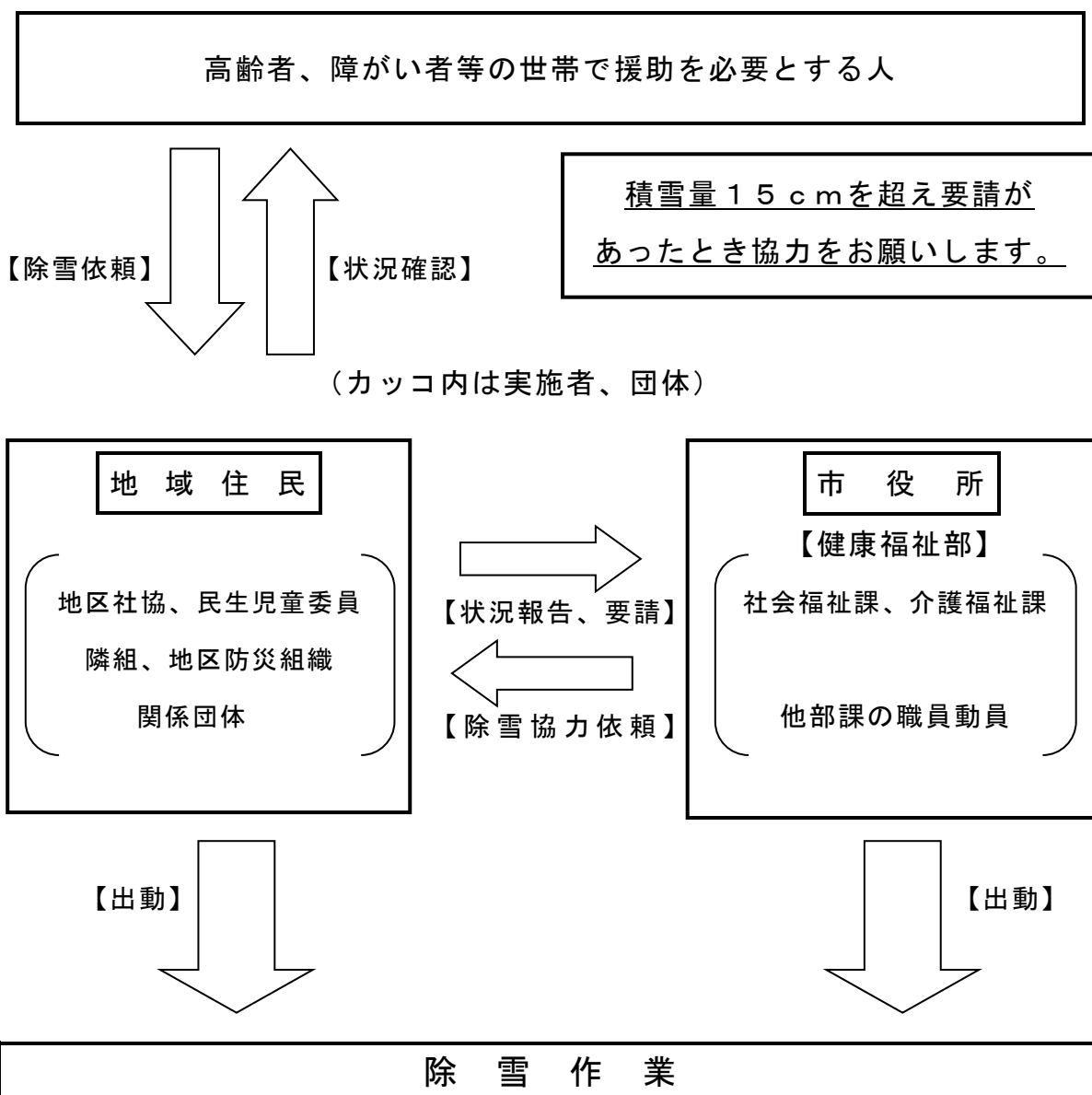
一人暮らしのお年寄りや障がいがある方等は除雪も一苦労です。近くにそのような家庭がある場合は、隣組や地区福祉団体をはじめとした地域の皆さんの協力により除雪をお願いします。

市へ依頼があった場合は、地域の皆さんと連携を取りながら除雪を行います。

(1) 対応内容

出入り口の確保、食糧、燃料等保管場所への通路確保等

(2) 出動体制



○ 市は3～4名で構成される班を、7～8班に分けて出動する。

3 公共施設の除雪

(1) 保育園の除雪

保育園では、冬期シーズン前に保護者会に対して通園路をはじめとする、園周辺道路・園庭通路等の除雪協力をお願いする会合を開き、各園の状況に合せた体制を整えています。

登園日は、職員や保護者会により除雪します。

休園日は、職員と連絡網による保護者会動員で除雪します。

(2) 小中学校の除雪

学校施設は、敷地面積も広く昇降口等除雪を必要とする場所も多いため、教職員・児童・生徒だけでは除雪ができないところもあり、また通学路の延長も長いためPTA及び隣接する住民の皆さんに除雪をお願いします。

各学校は、通学路・玄関・昇降口・来客駐車場等を除雪します。

登校日は、教職員や児童・生徒・PTAにより除雪します。

休校日は、教職員や高学年児童・生徒及びPTA役員、校外指導委員により除雪します。

(3) その他公共施設の除雪

市の公共施設は、施設を所管する関係部課の職員により除雪します。

休日は、連絡網による職員動員で除雪します。

4 雪捨て場所と使用方法

冬期には雪捨て場を確保し、案内板を設置します。

雪と一緒に、土砂やゴミを持ち込まないでください。

場 所	開設期間	使用方法
今井西公園	冬期間（積雪時） 7：00～16：30	1.使用にあたっての市への連絡は必要ありません。 2.雪捨ては奥からお願いします。 3.雪と一緒に土砂やゴミを持ち込まないでください。 4.大量に雪を持ち込む場合は土木課へ連絡してください。 5.今井西公園の持込み車両は、 <u>4tダンプトラック</u> までとします。
岡谷湖畔公園		
湊四丁目市有地 （湊廃川敷地）		
川岸スポーツ 広場駐車場		

○【豪雪時の対応】

臨時雪捨て場の設置（豪雪時のみ）

・豪雪時には、市内の小学校、諏訪湖畔に臨時雪捨て場を設置します。

場所は、防災行政無線等でお知らせしますので、それまでは絶対に雪を捨てないでください。

なお、小学校の雪捨て場はダンプ等の大型車は進入できません。

・各雪捨て場に作業員と誘導員を配置し、雪以外の物が積込まれていないか確認します。

・誘導員は市職員を動員します。

